○東北地方整備局告示第百七十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日　東北地方整備局長　青山　俊行

(一)　道路の種類　一般国道

(二)　路線名　四十五号

(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員
釜石市唐丹町字上荒川五三番三から同市唐丹町字上荒川八九番三まで	前	一四・〇〇メートル～六七・六〇メートル
	後	一四・〇〇メートル～七五・〇〇メートル

(四)　図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

○東北地方整備局告示第百七十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日　東北地方整備局長　青山　俊行

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
四十五号	釜石市唐丹町字上荒川五三番三から同市唐丹町字上荒川八九番五まで	東北地方整備局及び同局三陸国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月二十五日

○関東地方整備局告示第三百五十五号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の全部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十一年十二月二十五日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　昭和三十二年建設省告示第千四百八十三号東京都市計画公園事業第五・七・二十一号和田堀公園

三　事業施行期間　自昭和三十二年十一月二十五日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　昭和三十二年建設省告示第千四百八十三号、昭和三十五年建設省告示第八百九十二号、昭和三十六年建設省告示第三十三号、昭和四十一年建設省告示第千九十一号、昭和四十六年建設省告示第五百八十九号、昭和五十一年建設省告示第四百二十六号、昭和五十三年建設省告示第千五百二十号、昭和五十八年建設省告示第七百十六号、昭和六十三年建設省告示第八百五十四号、平成五年建設省告示第四十八号、平成六年建設省告示第二千四百三十二号、平成八年建設省告示第三百九十五号、平成九年建設省告示第千五百六十二号、平成十年建設省告示第二百二号、平成十三年関東地方整備局告示第二百五十一号、平成十八年平成十一年建設省告示第百三十二号及び平成二十一年関東地方整備局告示第二十九号の事業地のうち東京都杉並区堀ノ内一丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都杉並区成田東一丁目、大宮一丁目、大宮二丁目、松ノ木一丁目、松ノ木二丁目及び堀ノ内一丁目地内

○関東地方整備局告示第三百五十六号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第六十三条第一項の規定により、都市計画事業の事業計画の変更を認可したので、同条第二項の規定において準用する同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

なお、事業地の一部について、都市計画法第六十九条の規定により適用される土地収用法第三十一条の規定により、都市計画事業の認可後の収用の手続が保留されるので、都市計画法第七十二条第三項の規定に基づき、あわせて告示する。

平成二十一年十二月二十五日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　東京都

二　都市計画事業の種類及び名称　平成十三年関東地方整備局告示第二百五十三号東村山都市計画公園事業第五・五・三号六仙公園

三　事業施行期間　自平成十三年六月十八日至平成二十五年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　平成十三年関東地方整備局告示第二百五十三号、平成十六年関東地方整備局告示第五十四号及び平成十九年関東地方整備局告示第三号の事業地のうち東京都東久留米市中央町三丁目地内において事業地を変更する。

使用の部分　なし

五　収用の手続が保留される事業地　東京都東久留米市中央町三丁目地内

○関東地方整備局告示第三百五十七号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十二月二十五日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　山梨県

二　都市計画事業の種類及び名称　甲府都市計画道路事業三・四・十一号田富町敷島線

三　事業施行期間　自平成二十一年十二月二十五日至平成二十七年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　山梨県甲斐市大下条地内

使用の部分　なし

○関東地方整備局告示第三百五十八号

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第五十九条第二項の規定により、都市計画事業の認可をしたので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年十二月二十五日　関東地方整備局長　菊川　滋

一　施行者の名称　埼玉県

二　都市計画事業の種類及び名称　上尾都市計画道路事業三・四・七号中山道

三　事業施行期間　自平成二十一年十二月二十五日至平成二十六年三月三十一日

四　事業地

収用の部分　埼玉県上尾市大字上地内

使用の部分　なし

○北陸地方整備局告示第百六十号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。

その関係図面は、平成二十一年十二月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

平成二十一年十二月二十五日　北陸地方整備局長　前川　秀和

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
八号	上越市柿崎区馬正面字下砂原一二五〇番一六から同市柿崎区直海浜字東畑一一五五番三まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	北陸地方整備局及び同局高田河川国道事務所

供用開始の期日　平成二十一年十二月二十五日